

福井県立大学大学院長期履修規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第48条の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、「長期履修」とは、学則第48条の規定により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することをいう。

(資格)

第3条 長期履修の申請をすることができる者は、修士課程、博士前期課程もしくは博士後期課程に入学を許可された者（以下「入学許可者」という。）または当該課程の学生であって修了までに1年以上の標準修業年限を残すもののうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(履修期間)

第4条 長期履修の期間は、入学時から起算して、修士課程および博士前期課程にあつては3年または4年、博士後期課程にあつては4年、5年または6年とする。ただし、休学期間は、当該期間に算入しない。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者 在職証明書または在職が確認できる書類
- (2) 第3条第2号または第3号に該当する者 当該事実または事情を証する書類

2 前項の申請は、長期履修をしようとする年度の前年度の1月末日まで（入学許可者にあつては、2月末日まで）に行わなければならない。

3 第1項の申請に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第6条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、希望する修了予定年度の前年度の1月末日までに行わなければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の申請に準用する。

(履修期間の延長)

第7条 長期履修の期間は、延長することができない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において、廃止前の福井県立大学大学院長期履修規程（平成17年福井県立大学規程第10号）第5条第3項の規定による許可を得ている者については、第5条第3項の許可があつたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。